

本堂および境内地など礼拝施設にかかる物件を担保に供することについて（ご注意）

近年、堂宇建築に際し、その資金充当のため、銀行等の金融機関に担保を提供し融資を受ける（当該会計年度の収入で償還する一時借入れを除く）寺院が多く見られます。

このように担保借入を行うときは、宗教法人法および寺院規則による手続きを経た後に、浄土宗への寺院財産担保借入承認申請が必要となります。

昨今において、担保物件に本堂および本堂のある土地を担保に供する事例がみられますが、これらに抵当権が設定されることについては、以下の点を十分ご留意願います。

まず、宗教法人の要素の一つとして礼拝施設を備えることが求められます。この「備える」とは、長期間正当に安定して使用できることをいい、当該施設に抵当権が設定されていて競売に付される可能性があるという場合には、将来にわたって正当に安定して使用できるとはいえません。なお、適切な返済計画により抵当権を消滅することが可能な場合は、この限りではありません。

また、債務弁済ができず抵当権が実行された場合、宗教法人法第 83 条（礼拝用建物等の差押禁止）から除外されるため、礼拝施設が差押えされることとなります。

さらにそれを起因として「礼拝施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えない」ようになれば、宗教法人法第 81 条（解散命令）に基づいて裁判所による解散命令の事由となります。したがって、**本堂および本堂のある土地を担保に供することは望ましくありません。**

以上のことを鑑み、寺院においては種々ご事情もあるかと存じますが、提供する担保物件については、慎重にご検討のうえ、借入先の金融機関とご相談いただきたくお願い申し上げます。

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105